

店頭通貨バイナリーオプション取引説明書【みんなのオプション】(新旧対照表)

(下線部分変更)

| 改訂後 | 現行 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">店頭通貨バイナリーオプション取引説明書 【みんなのオプション】</p> <p>本件オプション取引のリスク等重要事項について (省略)</p> <p>本件オプション取引のリスクについて (省略)</p> <p>本取引システムを利用した本件オプション取引にかかる リスクについて (省略)</p> <p>本件オプション取引の仕組みについて ■本件オプション取引について 当社が提供する本件オプション取引は、お客様が所定の金額を当社に事前に預託することで、権利行使を行う金融商品取引法第2条第 22 項で規定された店頭デリバティブ取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引となります。</p> <p>本件オプション取引は、原資産を「通貨」とし、権利行使価格と判定価格が予め定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、当社がお客様に付与し、お客様はこれに対して対価を支払うことを約する、ヨーロッパタイプの店頭通貨バイナリーオプション取引となります。各回号において定められた期限までに、権利行使価格に応じた権利の購入金額をお支払いいただきます。本件オプション取引は、新規取引では権利の購入(買い)のみを取扱い、当該建玉は各回号の売買終了時間までは売却することが可能となります。</p> <p>なお、お取引の詳細な説明は「本件オプション取引の手続きについて (2)注文の指示事項」及び「本件オプション取引の手続きについて (4) 建玉の結了」をご覧ください。</p> <p>お客様が本件オプション取引を行うためには、「みんなのFX」の口座(以下、「FX口座」といいます。)、 「みんなのシストレ」の口座(以下、「シストレ口座」といいます。)、お客様の金融機関口座と当社の預託金の入金及び出金を行う「入出金口座」を開設した後、「みんなのオプション」の口座(以下、「オプション口座」といいます。)を開設する必要があります。「FX口座」、「シストレ口座」、「入出金口座」については、「店頭外国為替証拠金取引説明書【みんなのFX・みんなのシストレ】」に規定されている「本件FX取引の手続きについて (1)取引の開始」をご覧ください、口座開設を行ってください。なお、当社の指定する方法に従って別途開設することができる</p> | <p style="text-align: center;">店頭通貨バイナリーオプション取引説明書 【みんなのオプション】</p> <p>本件オプション取引のリスク等重要事項について (省略)</p> <p>本件オプション取引のリスクについて (省略)</p> <p>本取引システムを利用した本件オプション取引にかかる リスクについて (省略)</p> <p>本件オプション取引の仕組みについて ■本件オプション取引について 当社が提供する本件オプション取引は、お客様が所定の金額を当社に事前に預託することで、権利行使を行う金融商品取引法第2条第 22 項で規定された店頭デリバティブ取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引となります。</p> <p>本件オプション取引は、原資産を「通貨」とし、権利行使価格と判定価格が予め定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることのできる権利を、当社がお客様に付与し、お客様はこれに対して対価を支払うことを約する、ヨーロッパタイプの店頭通貨バイナリーオプション取引となります。各回号において定められた期限までに、権利行使価格に応じた権利の購入金額をお支払いいただきます。本件オプション取引は、新規取引では権利の購入(買い)のみを取扱い、当該建玉は各回号の売買終了時間までは売却することが可能となります。</p> <p>なお、お取引の詳細な説明は「本件オプション取引の手続きについて (2)注文の指示事項」及び「本件オプション取引の手続きについて (4) 建玉の結了」をご覧ください。</p> <p>お客様が本件オプション取引を行うためには、「みんなのFX」の口座(以下、「FX口座」といいます。)、 「みんなのシストレ」の口座(以下、「シストレ口座」といいます。)、お客様の金融機関口座と当社の預託金の入金及び出金を行う「入出金口座」を開設した後、「みんなのオプション」の口座(以下、「オプション口座」といいます。)を開設する必要があります。「FX口座」、「シストレ口座」、「入出金口座」については、「店頭外国為替証拠金取引説明書【みんなのFX・みんなのシストレ】」に規定されている「本件FX取引の手続きについて (1)取引の開始」をご覧ください、口座開設を行ってください。なお、当社の指定する方法に従って別途開設することができる</p> |

| | |
|---|--|
| <p>「みんなのコイン」の口座を「コイン口座」といい、いずれかの口座のみを指定して開設することはできません。</p> <p>■本件オプション取引の概要 1.～20. (省略)</p> <p>21. 取引終了の事由 お客様が、次のいずれかに該当する場合、当社は、本件オプション取引及び本件FX取引、本件暗号資産CFD取引に係る全ての契約を解約できるものとします。</p> <p><u>(削除)</u> (1)お客様が当社に対し当社との本件オプション取引に係る契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本件オプション取引に係る契約の解約の申し出をしたとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2)</u> 当社の定める(「店頭デリバティブ通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】」37条参照)とことろにしたがった「店頭通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】」の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(以下省略)</p> <p>令和4年8月20日 改訂</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>「みんなのコイン」の口座を「コイン口座」といい、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。</p> <p>■本件オプション取引の概要 1.～20. (省略)</p> <p>21. 取引終了の事由 お客様が、次のいずれかに該当する場合、当社は、本件オプション取引及び本件FX取引、本件暗号資産CFD取引に係る全ての契約を解約できるものとします。<u>いずれかの取引のみに係る契約の解約は出来ません。</u></p> <p>(1)お客様が当社に対し当社との本件オプション取引に係る契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本件オプション取引に係る契約の解約の申し出をしたとき。</p> <p><u>(2)お客様が本件FX取引にて締結した投資顧問契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との投資顧問契約の解約の申し出をしたとき。</u></p> <p><u>(3)</u> 当社の定める(「店頭デリバティブ通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】」37条参照)とことろにしたがった「店頭通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】」の変更にお客様が同意しないとき。</p> <p>(以下省略)</p> <p><追加></p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|---|--|